

平成24年8月

受益者の皆様へ

みずほ投信投資顧問株式会社

「高格付先進国ソブリンファンド（毎月決算型）」の信託終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「高格付先進国ソブリンファンド（毎月決算型）」（愛称：ハッピーエイト、以下「当ファンド」といいます。）につきまして、平成24年10月19日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを下記の通り実施させていただく予定でありますことをご案内申し上げます。

なお、信託終了を実施する場合には、新規資金を効率的に運用することが困難となるため、当ファンドにおける平成24年9月20日以降の新規の取得申込みを受けないものとする信託約款変更を同時に実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書および別添の「書面決議参考書類」をご確認いただき、今般の信託終了および信託約款変更につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
敬具

記

1. 信託を終了する理由について

当ファンドは、平成20年12月1日の設定以来、信用力が最も高く、相対的に金利水準が高い8カ国のソブリン債に分散投資する運用方針で運用を行ってまいりましたが、ユーロ圏での金融システム不安等を背景とした昨今の経済情勢から、今後当ファンドの運用方針に沿った運用を維持することが困難となる恐れがあります。また、ファンドの残存受益権口数が信託約款で定める繰上償還条項を下回る状態が続いており、本来の運用目標を達成することが困難な状況にあることから、運用を継続することは受益者の皆様にとって好ましくなく、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するための書面決議の手続きを行うことといたしました。

2. 信託終了および信託約款変更にかかる書面決議の手続きおよび日程について

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 書面決議の対象受益者の確定日 | 平成24年8月20日 |
| ② 書面による議決権の行使の期限 | 平成24年9月12日 |
| ③ 書面決議の日 | 平成24年9月13日 |
| ④ 新規の取得申込みの中止 | 平成24年9月20日 |
| ⑤ 繰上償還日 | 平成24年10月19日 |

※ 繰上償還が実施される場合、平成24年9月20日以降は、受益権の新規の取得申込みの取扱いを中止する約款変更を併せて行います。

本書面決議の議決権の行使については、平成24年8月20日現在の受益者の皆様を対象としております。平成24年8月21日以降の受益権口数（平成24年8月17日以降に取

得申込みをされた受益権口数)は本件の対象とはなりませんので、ご了承願います。

受益者の皆様は、平成24年9月12日を期限として議決権を行使(賛成・反対の意思表示)することができます。なお、議決権を行使しない場合は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとしてお取扱いいたします。したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成24年10月19日に、当ファンドの信託を終了(繰上償還)するとともに、平成24年9月20日以降の新規取得申込みを受けないものといたします。

なお、受益者の皆様の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当ファンドの信託終了および信託約款変更は行いません。この場合、信託終了および信託約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

3. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆様は、書面決議において議決権を行使することにより、当ファンドの信託終了および信託約款変更に対する賛否の意思表示を行うことができます。

なお、新規の取得申込みを受けないこととする信託約款変更は、信託終了を前提として行うものであるため、当該信託約款変更のみの変更は行わないことを予めご了承ください。

議決権を行使する場合は、同封の「議決権行使書面」に、下記②の内容をご記入のうえ、みずほ投信投資顧問株式会社の下記①にてご案内の窓口宛に、ご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成24年9月12日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

また、書面決議において議決権を行使しない場合(議決権行使書面をご郵送いただかない場合)は、当ファンドの信託終了および信託約款変更について、賛成するものとしてお取扱いさせていただきます。

① 宛先 〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27

みずほ投信投資顧問株式会社 「高格付先進国ソブリンファンド(毎月決算型)信託終了」受付係

② ご記入いただく内容

a. 記入日	b. 賛成・反対の別(○印で表示)	c. 住所
d. 電話番号(日中連絡先)		

※ 「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「氏名」、「保有口数」、「取扱販売会社名」を、予めご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 複数回議決権を行使された場合(議決権行使書面を複数回送付された場合)は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※ 賛成・反対の表示がない議決権行使書面を送付いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

※ 複数の販売会社で当ファンドを保有の方は、それぞれの販売会社より書面が送付されます。

※ 議決権行使書面にご記入いただく上記の内容に不備等がある場合には、議決権の行使ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

- ※ 議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

4. 反対受益者の買取請求の内容および手続きについて

信託を終了することとなった場合、書面決議において反対の意思表示を行った受益者の方は、平成24年9月14日から平成24年10月3日までの期間において、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受領した日の翌営業日の基準価額）で、当ファンドをご購入されました販売会社の本・支店等を通じて受託会社に対し、受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、個人の受益者の方は買取りによる譲渡益に、法人の受益者の方は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。（税法が改正された場合には、取り扱いが変更になることがあります。）

- ※ 書面決議において反対の意思表示を行った受益者の方には、みずほ投信投資顧問株式会社より「買取り請求のお知らせ」を直接ご送付させていただきます。

なお、当ファンドは、上記の書面決議における意思表示の有無にかかわらず、当ファンドをご購入されました販売会社の本・支店等において、所定の方法により一部解約の実行の請求によりご換金いただくことができます。

ご不明な点がございましたら、みずほ投信投資顧問株式会社（0120-324-431【営業日の午前9時～午後5時】）までお問い合わせください。

以上